

館山市乳児等通園支援事業 重要事項説明書

【利用に関して】

- 1) 利用児童は、保育所、認定こども園、地域型保育事業、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業等に在籍していないお子さんが対象となります。
- 2) 利用料は利用日当日または、納付書の納付期限までにお支払いをお願いします。
- 3) 文房具代等、利用料とは別に実費相当額をお支払いいただくことがあります。
- 4) 以下の場合は利用をお断りすることがあります。
 - ・利用料の支払いが滞っている場合
 - ・園の行事がある場合
 - ・感染症が流行している場合
 - ・在園児及び他の利用者の迷惑となる行為を行った場合
 - ・その他園長が必要と認める場合

【予約変更・キャンセルについて】

- 1) 利用日の変更及びキャンセルしたい場合は、前日の 16 時までには予約した施設へ直接ご連絡をお願いします。
- 2) 前日の 16 時以降にご連絡をいただいた場合は、いかなる理由でも利用料をお支払いいただきます。また、施設ではお預かりの準備を整えているため、「こども誰でも通園制度」を利用したものとみなし、月 10 時間の利用枠を消費いたします。後日、利用カードをご持参のうえ園でお手続きをお願いします。
- 3) 無断キャンセルは、施設や他の利用者のご迷惑となるため、お控えください。
- 4) 無断キャンセルや度重なる予約変更があった場合、ご利用をお断りすることがあります。

【感染予防】

- 1) 園は、集団生活の場ゆえに、予防接種を推奨いたします。主治医の指導のもと、計画的な接種をお願いします。
- 2) 感染症に罹患された場合、出席停止期間をお守りください。体調不良等の症状が見られた場合、最終の症状から 24 時間はご家庭にて様子を見て下さい。ご家族にも症状が見られるなど、登園の判断に迷う場合は、登園前に園へ連絡をくださいますようお願いいたします。

【各園連絡先】

館山市立船形こども園	館山市船形 406-7	☎27-2524
館山市立九重こども園	館山市安東 751	☎22-9800
館山市立房南こども園	館山市犬石 1496	☎28-2431